

予習課題

日本が直近に署名した投資条約である [日・ケニア BIT](#) 15 条を基に考える。以下のうち、4 項(b)および 11 項に関する質問につき、答案を作成し 7 月 13 日 (木) 17 時までに濱本まで送信すること。それ以外の問題についても考えてくること。

● 1 項

投資家が投資受入国国家機関と契約を締結して投資を行う場合 (例、インフラ事業、地下資源開発)、契約違反を主張して 15 条の紛争処理手続を用いることは可能か。

● 4 項(b)

投資家は、(i)から(iv)の選択肢を有する。どのような場合に、どのような事情を考慮して、どの選択肢を選ぶべきか。

- [ICSID 条約・ICSID 仲裁規則](#)
- [ICSID 追加的制度仲裁規則](#)
- [UNCITRAL 仲裁規則](#) (この BIT に基づく仲裁に適用されるのは 2013 年版)

● 5 項

この項がなかったとしたら、どのような結果が生じ得るか。

● 7 項

ICSID 条約 42 条には国内法への言及があるが、本項にはない。なぜか。

● 8 項

本項の従属節 (“Once...”)には the competent court or administrative tribunal と the arbitrations が出てくるが、主節 (“the choice of the disputing investor shall be final and...”)には arbitrations しか出てこない。主節に court, tribunal が出てこないのはなぜか。

● 9 項

この項がなかったとしたら、どのような結果が生じ得るか。

● 11 項

この項に基づいて示される条約解釈に関する見解は、条約解釈においてどのような法的意義を有するか。

- 12 項

“only”というからには、何かが除外されているはずである。除外されているものうち、特に重要と考えられるものを指摘せよ。

- 13 項

類似のことを定める規則として、[UNCITRAL 透明性規則](#)がある。同規則と本項とで最も異なる点はどこか。また、その違いはどのような事情によるか。

- 14 項

この項がなかったとしたら、どのような結果が生じ得るか。

- 15 項

ICSID 条約による場合と [NY 条約](#)による場合とでどのような違いがあるか。

参考文献

- [谷口安平・鈴木五十三『国際商事仲裁の法と実務』](#)（丸善雄松堂、2016 年）
- [水島朋則「投資仲裁判断の執行に関する問題」](#) RIETI Discussion Paper Series 13-J-07